

令和4年4月18日

保護者 各位

東京都立戸山高等学校長
高野 宏

学割証の申請について

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

学割証の取扱いについては、旅客鉄道株式会社各社（以下「JR各社」という。）が定める「旅客営業規則」及び「学校及び救護施設指定取扱規則」の規定によるほか、下記に定める「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」に定めるところにより行われています。

1. 制度の趣旨

学割証は学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。

2. 使用目的の範囲

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 保護者の旅行への随行（法事等含む）
- (3) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験等の正課の教育活動
(奉仕活動等)
- (4) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
(部活動・SSH等)
- (5) 就職又は進学のための受験等（オープンキャンパス・大学主催の合宿勉強等含む）
- (6) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (7) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

使用目的をご確認のうえ、学割証の申請をお願いいたします。

東京都立戸山高等学校
経営企画室
TEL 03-3202-4301